

新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣について

1 他法人からの応援職員の派遣ルール（基本的な考え方）

◆ 応援職員は、感染リスクの低い施設（エリア）での支援が原則です。

- (1) 感染者発生施設が属する法人の他施設（玉突き支援）
- (2) 感染者発生施設のグリーンゾーン（清潔区域）

※ 原則、感染リスクの高い場所での活動は、感染者発生施設の運営法人の職員が対応します。

◆ 派遣調整は、応援協力施設の同意の下に行います。

- (1) 感染者発生施設は、応援要請の際、応援を受けたい具体的な内容を提示します。
（主な内容）期間、就業時間、業務内容・場所、人数など
- (2) 事前に募集した応援協力施設へ具体的な要請内容を提示し、協力施設が同意する範囲内で派遣決定を行います。最大5日間（1クール）の派遣を想定しています。

◆ 応援職員は、所属する協力施設等の身分を持って活動します。

従事業務は、事前に応援協力施設が同意した範囲の業務を主とします。

2 応援協力施設登録・応援職員派遣の流れ

（以下①～⑦は、「別添：新型コロナウイルス感染症に係る社会福祉施設等への応援職員派遣スキーム」（別紙1-1）に対応しています）

- ① 応援協力施設の募集＜府社協から応援協力施設への協力依頼＞
府社協が会員法人を通じて、応援協力施設を募集します。

- ② 応援協力施設への登録＜運営法人を通じて府社協へ回答＞

応援協力施設は、応援職員派遣への協力を検討し、運営法人に回答します。法人は、別紙2を取りまとめ、府社協に回答します。

別紙2内の各施設の応援可能人数については、現時点での応援可能人数を記入してください。派遣要請の際に改めて、応援受諾の可否等をご相談させていただきます。

【受援計画の策定について】 ※詳細については、後日改めて所管行政機関を通じてお示しします。

感染症発生時に、他施設から応援を受けられるようにするために、各法人／施設において、感染発生時の対応手順や職員感染時の業務体制や法人内の応援体制などをあらかじめ検討し、受援計画を策定しておく必要があります。

(受援計画での検討項目について (例))

- (1) 感染予防の徹底
- (2) 衛生資材の備蓄
- (3) ゾーニングの方法等 (隔離スペース、導線切り替え等)
- (4) 法人他施設からの支援
(法人内で非常時における優先業務・休止業務等を事前に整理し、優先業務へ限られた人員を集中させることなどにより、職員応援体制を決めておき、サービス継続体制を検討しておく必要があります。休止業務等の人員は、法人内で感染症が発生した場合の対応要員となります。)
- (5) 他法人からの応援職員の受入れ計画
(想定される業務の整理、宿泊先、交通手段等の確保)

③ 応援要請 (希望条件の提示) < 応援要請施設から府へ要請 >

感染者発生施設は、保健所の指導等のもと、感染症の拡大防止措置 (適切なゾーニングなど) や法人内の他施設からの応援を実施するなど、サービス継続のため、自助努力に最大限努めたうえで、派遣要請を行います。派遣要請は、所管行政機関 (指定権者、以下同じ。) を通じて (府所管施設の場合は、府所管課へ直接) 要請します。

【応援要請施設が提出する希望条件 (例)】

- (1) 必要とする期間 (見込み) ・就業時間 (日勤、夜勤、シフトなど)
- (2) 応援職員が従事する業務内容・場所
 - 介助等を行う利用者の状態 (原則として非感染者のみ。認知症や障がいの有無、特性など)
 - 事務や清掃など介護以外の業務についても支援の対象
- (3) 人数 (専門職種、事務員など職種別)
- (4) 宿泊施設の有無
- (5) 交通手段の提示 (最寄り駅、駐車場など)
- (6) 応援協力施設に対して支払う経費 (応援職員への謝礼等) など

④ 派遣要請 (派遣条件の提示) < 府社協と応援協力施設における調整 >

- (1) 応援要請施設からの希望条件及び府が把握する情報をもとに、府から府社協に派遣調整を依頼します。
- (2) 府からの派遣調整依頼に基づき、求められる専門性 (種別) や応援要請施設との近接性等を踏まえ、具体的な要請内容 (【応援要請施設が提出する希望条件 (例)】を参照) を府社協から応援協力施設に提示し、検討を依頼します。

⑤ 派遣同意＜応援協力施設から府社協へ回答＞

- (1) 応援協力施設は、提示された要請内容について、同意する範囲等を検討し、受諾可否を府社協へ回答します。
- (2) (1)の結果を府社協から府に通知します。府から所管行政機関及び応援要請施設に結果を伝達します。応援要請施設は、所管行政機関と相談し、応援を受けるかどうか、どの施設から応援を受けるかを決定し、所管行政機関を通じて（府所管施設の場合は、府所管課へ直接）府に連絡します。

⑥ 派遣決定＜府から応援協力施設、応援要請施設、所管行政機関へ通知＞

応援要請施設からの連絡を踏まえ、応援職員の派遣を府が決定します。府から応援協力施設及び応援要請施設、所管行政機関等へ通知します。

⑦ 応援職員の派遣＜応援協力施設から応援要請施設へ職員派遣＞

応援協力施設は、府から示された派遣連絡事項（派遣施設・費用負担等）により、応援職員を派遣します。旅費及び宿泊費、保険料等を補助します。（※）

⑧ 派遣終了後の健康管理等＜府からの支援内容＞

感染のリスクがあると認められる施設で従事した応援職員について、当該職員及び応援協力施設が勤務先へ安心して復帰を行えるようPCR検査を受検できる環境を整備します。民間機関での検査費用及び検査結果判明までの宿泊費を補助について検討しています。（※）

（※）補助対象経費の詳細、申請方法等については、後日改めてお知らせします。